

福知山市中小企業者物価高騰対応特別支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、エネルギー価格や物価の高騰の影響を受ける本市で事業を行う個人事業者、法人その他の団体に対し、資金繰りの負担を軽減し、経営の安定化を図るとともに経営力の強化を促進するため、予算の範囲内において福知山市中小企業者物価高騰対応特別支援利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することに関し、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 利子補給金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本市で事業を行う個人事業者、法人その他の団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人その他の団体は本市に主たる事業所等を有し、個人事業者は本市に住所を有する者
- (2) 福知山市税条例（昭和25年福知山市条例第14号）に定める市税に滞納がない者
- (3) 利子補給金と同趣旨であると市長が認める他の利子補給措置を受けていない者

(対象融資)

第3条 利子補給金の対象となる融資は、次の融資（以下「対象融資」という。）であって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実行された証書貸付とする。

(1) マル経融資

- (2) 京都府制度融資のうち一般資金、小規模企業おうえん資金又はあんしん借換資金であって、経営支援により保証料率の引下げ（応援隊割引）が適用されたもの

2 前項の規定にかかわらず、複数の対象融資を受ける交付対象者は、当該対象融資のうち1つに限り利子補給の対象とする。

(利子補給の期間及び額)

第4条 利子補給金の対象となる期間は、対象融資が実施された日から12回目までの利子の支払の約定日又は令和11年1月31日までに到来した12回目までの利子の支払の約定日のいずれか早い日までの間とする。

2 利子補給金の額は、前項に規定する期間内において支払った利子の全額とし、25万円を上限とする。ただし、返済が延滞した場合は、その延滞した期間に係る利子を除くものとする。

3 利子補給金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申込手続)

第5条 利子補給を受けようとする交付対象者（以下「交付申込者」という。）は、対象融資実行後に福知山市中小企業者物価高騰対応特別支援事業申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、融資実行後30日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。ただし、この要領の施行の日までに対象となる融資を受けた者は、この要領の施行の日から30日以内に申し込まなければならないものとする。

(1) 対象融資に係る金銭消費貸借契約証書の写し

(2) 返済予定表

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申込みは、1交付対象者につき1回とする。

3 市長は、第1項の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査の上、その結果

を福知山市中小企業者物価高騰対応特別支援事業受付（却下）通知書（様式第2号）により交付申込者に通知するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により利子補給事業の受付をする場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（利子補給金の交付申請の時期と手続）

第6条 交付申込者は、1回目から6回目までの6回分については6回目の利子の支払が終了した日から30日を経過する日までに、福知山市中小企業者物価高騰対応特別支援利子補給金交付申請書（様式第3号）を、7回目から12回目までの6回分については12回目の利子の支払が終了した日から30日を経過する日までに、福知山市中小企業者物価高騰対応特別支援利子補給金交付申請書（様式第4号）（以下様式第3号及び様式第4号を「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 利息支払証明書（金融機関発行のもの）
- (2) 納税証明書（市税の滞納のない証明）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、施行日までに実行した証書貸付については、この要領の施行した日から60日以内に申請するものとする。

3 6回目の利子の支払が令和9年2月1日から同月28日の間に終了したときは、第1項の規定にかかわらず、令和9年3月8日までに申請書を提出しなければならない。

4 市長は、前3項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利子補給金の交付を決定し、これを指令書（様式第5号）にて通知するものとする。

（利子補給金の請求及び交付）

第7条 前条第4項に規定する交付決定を受けた者は、速やかに市長に所定の請求書により利子補給金の請求を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求の後に利子補給金を交付するものとする。

（交付の制限）

第8条 市長は、交付申込者が第5条第1項の規定による申込みの後、第6条第1項に規定する申請までの間に、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該期間に係る利子補給金を交付しない。

- (1) 対象融資を資金の使途に従って使用しないとき。
- (2) 交付対象者でなくなったとき。
- (3) その他市長が交付することが適当でないと認めたとき。

（交付の取消し及び返還）

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付の決定を取り消し、又は変更するとともに、既に利子補給金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要領に違反したとき。
- (3) その他市長が不適正と認めたとき。

（帳簿等の保存）

第10条 利子補給金の交付を受けた事業者は、当該利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を当該利子補給金の交付を受けた年度終了

後 10 年間保存しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要領に規定する申込書、申請書等の様式その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 6 日から施行する。